

指 名 基 準 の 運 用

(平成 7 年 3 月 2 7 日 財政局長決裁)

指名手続のより一層の透明性を確保するため、「北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」第 1 2 条第 2 項に定める指名基準について、次のとおり運用を制定する。

記

1 経営及び信用の状況（1 号関係）

次に掲げる事実がある場合は指名しないこと。

- (1) 手形交換所による取引停止処分となっていること。
- (2) 手形の不渡りがあり、その事実の日から 6 か月を経過していないこと。
- (3) 市税ほか本市に対する納付金を滞納していること。

2 不誠実な行為の有無（2 号関係）

以下の事項に該当する場合は指名しないこと。

- (1) 本市の「物品等供給契約の競争入札参加者の指名停止要綱」（以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中であること。
- (2) 本市発注に係る契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められること。

ア 物品等供給契約に基づく指示に従わないこと等当該契約の履行が不誠実であること。

イ 一括下請及び再委託、下請代金及び委託代金の支払遅延等について、契約の相手方の下請及び再委託関係が不適切であることが明確であること。

3 地理的条件（3 号関係）

本店、支店、営業所又は工場の所在地及び本市での契約実績からみて、当該契約の履行上の特性に精通し、種類及び規模等に応じて当該契約を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。

4 技術的資格的適性（4 号関係）

以下の事項に該当する者は指名しないこと。

- (1) 契約の性質上特殊な技術又は生産設備を有することが必要である場合においては、当該技術又は生産設備を保有せず又は確保できない者
- (2) 契約の性質又は目的により、その履行について法令の規定により官公署等の許可又は認可を必要とするものにあつては、当該許可又は認可を受けていない者
- (3) 官公署又はこれに準ずる機関の検定、基準、規格等に合格していることを要するものにあつては、当該物品を納入することができない者
- (4) 定期的なアフターサービスを必要とするものにあつては、そのサービス機関を保有又は確保できない等により確実なアフターサービスができない者
- (5) 輸入物品の供給契約にあつては、当該物品に関し取引ができない者

(6) 契約の履行期限等の条件により、その履行に必要な原材料、労務等を速やかに調達することができないと認められる者

5 手持契約の状況（５号関係）

本市発注の同種類の契約締結状況からみて、当該契約を履行する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

6 指名及び契約の実績（６号関係）

当該契約と同種契約について、本市での指名又は契約実績を勘案すること。

7 代理店又は特約店（７号関係）

代理店又は特約店と直接取引をすることが有利な物品については、当該代理店又は特約店証明書を有しない者は指名しないこと。

8 締結しようとする契約についての適否（８号関係）

前各項に掲げる場合のほか、上記に準じる次の事由があると認められる場合は、指名にあたって十分に勘案すること。また、本市経済の振興と地元企業の育成を図るため、別に定めるところにより、地元企業への発注に努めること。

(1) 本市の行う企業実態調査等を拒否する等の理由により企業の実態の把握が困難なとき。

(2) 前号の調査等により資格申請の内容、契約履行状況に問題があることが認められ、口頭又は文書による注意を受けているとき。

(3) 経営状況不良について１に掲げる具体的事実はないが、経営状況に問題があることが十分に認められるとき。

(4) 本店・営業所等の所在地及び実態について資格申請と異なる等問題があると認められるとき。

(5) 過去の指名停止の状況

(6) 不正・不当な手段若しくは方法により本市が発注する物品等供給契約の受注を図ろうとし、又は本市が発注する物品等供給契約に介入を行おうとしたとき。

(7) 本市が実施する事業に著しく非協力的であり、当該事業の実施に当たって大きな障害となったとき。

(8) その他、本市発注の物品等供給契約の相手方として不適當であると認められる事由があるとき。

付 則

この運用は、平成７年４月１日から施行する。

付 則

この運用は、平成10年４月１日から施行する。